令和２年度定期監査（後期）の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

１　総合支所

課名	指摘事項	措置状況
迫総合支所	公金等の取扱いについて、現金取扱簿の記載漏れ等が多数見受けられ、また、そのような状況であるにもかかわらず、所属長等の確認も漫然と行われていた。公金等取扱マニュアルを遵守し、適正管理に努められたい。	公金等取扱マニュアルの事務処理手順を再度確認し、公金等の取扱い及び保管に対する重要性の認識を高めるとともに、マニュアルに則った管理を行うよう周知しました。 （措置日：令和３年４月９日）
東和総合支所	公金等の取扱いについて、現金取扱簿の記載漏れ等が多数見受けられ、また、そのような状況であるにもかかわらず、所属長等の確認も漫然と行われていた。公金等取扱マニュアルを遵守し、適正管理に努められたい。	公金等取扱いマニュアルを再度確認し、公金等の取扱い及び保管に対する重要性の認識を高めるとともに、マニュアルに則った管理を行うよう周知しました。 （措置日：令和３年４月１日）
米山総合支所	公金等の取扱いについて、現金取扱簿と金庫等点検記録簿それぞれの保管額が一致していない月があった。金庫点検の際に両帳簿の突合を行うこと、また、準公金も例外なく現金取扱簿へ記載することについて、徹底されたい。	金庫点検の際には両帳簿の突合を行い、適正な管理に努めます。また、現金の収納及び保管の際には、複数の現金取扱員が帳簿と現金が一致していることを確認し、さらに所属長が確認することで、複数チェック体制の徹底を図ります。 なお、現金取扱簿の様式を公金用と準公金用に分けて整備し、準公金も例外なく適正に管理できるよう所属内全職員へ周知し徹底を図りました。 （チェック体制の徹底：令和３年４月から） （現金取扱簿の整備：令和３年２月から）
南方総合支所	財産貸付等に係る歳入調定について、その起票及び納入通知送付時期を逸しているものが散見された。登米市財務規則第31条第１項及び第33条第１項の規定に基づく処理を徹底されたい。	歳入の調定について、適正な時期に起票するよう改めて指導しました。併せて、財務会計システムによるチェックを担当者ほか複数名で定期的に行うこととし、適切な処理の徹底に努めることとしました。 （措置日：令和３年４月１日）

２　医療局

課名	指摘事項	措置状況
経営管理課	医学生奨学金返還の長期間滞納者については、今後の取扱いについて検討されたい。	長期滞納者１名について、令和３年３月23日に戸籍等の照会を行い、同年４月14日に催告状の送付を行いました。 今後も定期的な戸籍等の照会により、催告状の送付を行い、納付に向けた取り組みを進めていくこととしました。